

平成 25 年 6 月 24 日

問い合わせ先

国土交通省海事局：03-5253-8111

安全基準課 貴島、山本（03-5253-8636 内線 43-953）【全般】

運航労務課 宮西（03-5253-8652 内線 45-219）【1、6 関係】

国際企画室 井上（03-5253-8656 内線 44-401）【2 関係】

国際海事機関（IMO）第 92 回海上安全委員会の結果について

概要

- コスタ・コンコルディア号事故調査報告に基づき、今後検討が必要と考えられる項目をリストアップ。
- 旅客船の運航上の安全対策を強化するための SOLAS 条約改正案を採択。
- IMO の小委員会再編案を合意。9 小委員会から 7 小委員会に。

6 月 12 日から 21 日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関（IMO）第 92 回海上安全委員会（MSC92）が開催されました。

我が国からは、国土交通省、海上保安庁、総務省、外務省、（独）海上技術安全研究所、（一財）日本船舶技術研究協会等から構成される代表団が参加しました。

今次会合における主な審議内容・結果は、以下のとおりです。

1. 旅客船の安全の確保

（1）背景

昨年 1 月にイタリアにて発生したクルーズ船コスタ・コンコルディア号の事故を受け、同年 5 月に開催された海上安全委員会（MSC90）において、旅客船の安全対策強化について審議が行われ、速やかに実施すべき運航上の安全対策（短期的措置）と、事故調査結果を踏まえた技術的検討に基づき実施する安全対策（長期的措置）に分けて検討を進めることで合意されました。

これまで、MSC では短期的措置として、「旅客船の安全を高めるために船舶所有者が行う暫定措置に関する勧告」（以下「暫定措置勧告」といいます。）の作成・見直しを実施するとともに、長期的措置に関しては、損傷時復原性基準の見直し等、今後、技術的な検討が必要と考えうる項目を整理したうえで、事故調査結果を踏まえた検討を行っていくこととなっていました。

（2）今次会合の結果

イタリアより提出された事故調査報告を踏まえ、「暫定措置勧告」の見直しがされました。

「旅客船の安全を高めるために船舶所有者が行う暫定措置に関する勧告」

外航旅客船の船舶所有者に対し、旅客船の安全を向上させるため、各船の実態に照らして、以下の内容について安全対策を検討し、必要な見直しを行うよう推奨。

- ア) 船室以外への救命胴衣の追加搭載
- イ) 旅客に対する避難要領の周知方法
- ウ) 旅客が 24 時間以上乗船する旅客船の旅客に対する出港前の安全指導の実施
- エ) 船橋への立入制限措置の励行
- オ) 航海計画に従った航海の実施
- カ) 旅客に対する避難要領の充実(救命胴衣の装着時期や保管場所、避難経路の確認等の追加)
- キ) 旅客及び乗組員の国籍の記録
- ク) 旅客の救命艇への乗艇を想定した乗組員による訓練
- ケ) 非常配置表に記載された乗組員の有する資格の記録【新規追加】
- コ) 船内調度品等の重量物の固定【新規追加】
- サ) 運航会社ごとの運航手順の共通化【新規追加】
- シ) 新たに搭載される航海記録装置 (VDR) への傾斜角情報の追加【新規追加】

また、長期的措置として、今後検討が必要と考えられる項目が暫定的に合意されました。主な項目は以下のとおりです。

- ・ 損傷時の残存能力の向上
- ・ 損傷時復原性計算機の搭載
- ・ 非常用電源の冗長性の向上
- ・ 乗組員の訓練内容の充実

なお、これらの項目については、今後各国が新規作業計画として提案し、委員会で合意した際に正式に議題となります。我が国においては、(一財)日本船舶技術研究協会の関係の委員会において、その対応を検討することになります。

また、ヨーロッパ各国はヨーロッパで実施した研究結果に基づき旅客船の損傷時復原性規則の大幅な強化を提案しましたが、我が国の主張により、まずはその研究結果の妥当性を十分に検証することとなりました。

2 . IMO 小委員会の再編

(1) 背景

IMO における審議の効率化と予算のスリム化の取り組みの一環として、2012 年 11 月の第 109 回理事会において、IMO 事務局長から IMO の小委員会を再編する提案がなされ検討が開始されました。その後、関連する委員会・小委員会でそれぞれの専門家の観点から検討がなされてきました。

今次会合においては、IMO 事務局長からの提案に基づき、現行の 9 つの小委員会を 7 つに削減する提案について審議が行われることになっていました。

(2) 今次会合の結果

事務局長の提案どおりに、小委員会の再編に合意するとともに、各小委員会の名称(*)や具体的な審議事項を合意しました。

小委員会の再編案の概要

- 船舶設計・設備(DE)、防火(FP)、復原性・満載喫水線・漁船安全(SLF)の 3 つの小委員会を、設計・建造小委員会(SDC : Ship Design and Construction)と設備小

- 委員会(SSE : Ship System and Equipment)の 2 つに再編
- 航行安全(NAV)、無線通信・捜索救助(COMSAR)の 2 つの小委員会を、航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR : Navigation Communications and Search and Rescue)に統合
 - ばら積み液体・気体貨物(BLG)、危険物・固体貨物(DSC)の 2 つの小委員会を、環境小委員会(PPR : Pollution Protection and Response)、貨物運送小委員会(CCC : Carriage of Cargoes and Containers)の 2 つに再編
 - 旗国実施小委員会(FSI)の名称を変更(IMO 規則実施小委員会(III : Implementation of IMO Instrument)
 - 訓練当直基準小委員会 (STW) の名称を変更(人的因子訓練当直 (HTW : Human element Training and Watchkeeping))

3 . 条約改正等の採択

今次会合において採択された主な条約等の改正は以下のとおりです。これらは、2015 年 1 月 1 日の発効を予定しています(なお、オのみ 2014 年 7 月 1 日発効予定)。

ア) SOLAS 条約附属書第 章の改正

非常時のための訓練及び操練 (第 19 規則)

- ・ 24 時間を超えた航海を予定する船舶について、救命胴衣の使用方法を指示する旅客の招集を「旅客の乗船から 24 時間以内」から「出港前または出港後直ちに」に変更。
- ・ 閉鎖区域への立入及び救助に従事する船員について、少なくとも 2 ヶ月に 1 度、船上での操練に参加することを義務付け。その他、本改正に伴い、1994HSC コード及び 2000HSC コードを改正。

イ) RO コードの策定及び関連条約の改正

RO コード

- ・ 旗国による認定団体(RO)の監督を強化することを目的に、従来の総会決議 A.739(18)及び A.789(19)の要件を見直し、新たに RO コードを策定、義務化するもの。

SOLAS 条約附属書第 XI-1 章及び LL 条約の改正

- ・ RO コードの策定、義務化に伴う記述の改正。

ウ) ISM コードの改正

ISM コードにおける経営資源及び要員配置に関する改正案 (第 6 規則、第 12 規則) を承認するもの。

エ) IMSBC コードの改正

液状化するおそれのある貨物の取扱いに関する改正、固体化学物質の分類及び判定基準等の新設、付録 1 への新たな貨物の追加及び修正をするもの。(第 3 節、第 4 節及び第 9 節)

オ) コンテナ安全条約の改正

用語及び使用単位の統一のためのエディトリアル修正及び壁の強度が低い既存コンテナへの安全承認板表示の猶予を 2015 年 1 月 1 日までとする改正案を承認。

4．シップリサイクル条約関係（アスベスト含有率の閾値）

（1）背景

シップリサイクル（船舶の解撤）に関しては、2009 年 5 月に香港において新条約「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」(シップリサイクル条約)が採択され、その後、前回 MEPC までの間に同条約に付随する 6 つのガイドラインが全て採択されました。

本年 5 月の第 65 回海洋環境保護委員会（MEPC65）において、同ガイドラインのうち「有害物質インベントリ作成ガイドライン」に定められている有害物質インベントリに記載すべき物質の閾値及び適用除外の見直しについて審議が行われたところ、アスベスト含有率の閾値の設定に関し、より専門的な見地から、MSC における更なる検討が求められました。

MEPC65 で合意されたアスベスト含有率の閾値

「原則として 0.1%以上含有する場合はインベントリに記載すること」とする。

ただし、「1%の閾値を適用する場合は、その旨をインベントリに記録すること」とする。

（2）今次会合での結果

今次会合においては、本件に関する提案文書が提出されておらず、専門的な検討を行うことができなかったため、DE に対し、本件の専門的な検討及び次回会合への報告を求めることとなりました。

5．保護塗装の性能基準（PSPC）の統一解釈

（1）背景

バラスタタンク等の保護塗装の性能基準（PSPC）は、IMO において具体的な塗装方法の技術基準を定めた義務的決議として採択されています。また、国際船級協会連合（IACS）においては、PSPC を履行する上で必要な統一解釈が規定されており、その内容がそのまま IMO の統一解釈にも取り込まれています。

（2）今次会合での結果

今次会合においては、ギリシャ、INTERTANKO（国際タンカー船主協会）及び INTERCARGO（国際乾貨物船主協会）が共同で、自動ショッププライマーを使用する場合の品質管理方法について、最低月に一度で良いと解釈されていた鋼板表面の塩分濃度測定を毎日実施するよう解釈の変更を提案しましたが、日本、韓国、中国等多数の国が反対し、従来通り、月に一度の塩分濃度計測で良いと解釈することとなりました。

6. 今後の審議課題

今次会合において、次期2ヵ年（2014～2015年）の新規作業計画（議題）が提案され、以下のとおり承認されました。

	新規議題	提案国	内容	小委員会
1	「旅客船の航海中開放されている水密戸のガイドライン」及び関連規則の見直し	ノルウェー、スペイン、英国、米国	水密戸は危険な状態において、開放されるべきではなく、旅客又は乗組員の最小限の異動でのすばやい開閉がなされるべきとの考えのもと、関連規則等の見直し【2セッション、目標完了年：2015年】	船舶設計・設備（DE）
2	危険物輸送に関する船員資格と関連規則の遵守	日本、他23カ国	船主や船員に対し、容器に収納した状態の危険物及び海洋汚染物質に係る輸送に関して、関連条約を適切に遵守するためのガイドラインの策定を提案【STW：2セッション、目標完了年：2015年】	訓練当直基準（STW）
3	STCW条約に基づく訓練及び教育に関する証明書の国際的な様式策定	韓国	STCW条約附属書A部 /2章では資格証明書の様式及び証明書の最小要件を求めているが、訓練及び教育の証明書の様式に関する要件が欠如し、類似の訓練が重複して登録する必要が或る等の問題あり。訓練及び教育の証明書についても、資格証明書と同様に、求められた訓練の名称と一覧表を記載するように要求することを提案【STW：2セッション、目標完了年：2015年】	STW
4	NAVTEXとインマルサット受信機の相互配信機能の提供	米国	船員の利便性向上の観点から、Inmarsat SafetyNETで受信する海上安全情報（MSI:Marine Safety Information）を、INDS（Interated Navigation Display System）で表示できるように、関連する性能基準の改正を提案【NAV/COMSAR:1セッション、目標完了年：2014年】	航行安全（NAV）及び無線通信・搜索救助（COMSAR）

以上